

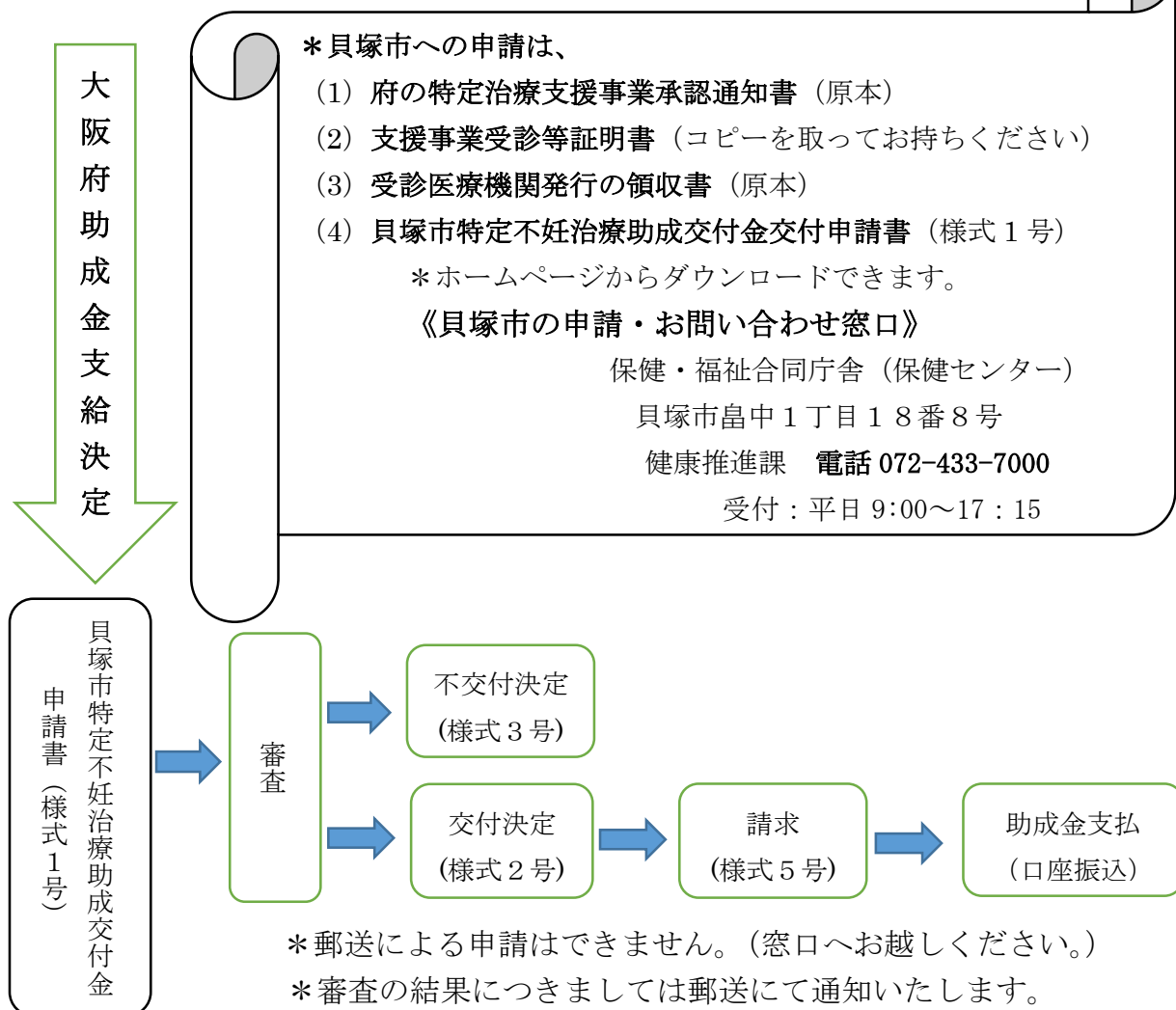
貝塚市特定不妊治療助成交付金事業のご案内

貝塚市では、子どもを望み特定不妊治療を行っているかたで、保険外診療である体外受精及び顕微授精に要した治療費のうち、府の助成金を控除して残る自己負担額について、年間8万円を限度として治療費の助成を致します。

対象者

- ・大阪府の不妊に悩む方への特定治療支援事業による承認を受けていること。
(大阪府の不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書が必要です)
- ・法律上婚姻をしている夫婦で、治療終了日から申請日までの間、夫婦の双方が貝塚市に居住し住民基本台帳に記録されていること。

《支給の流れ》



- ・治療終了日の属する年度の末日又は府の承認通知の日から30日以内のいずれか遅い日までに必要書類を添えて申請してください。

【府の申請・お問い合わせ先】
大阪府岸和田保健所
岸和田市野田町3丁目13-1
TEL 072-422-5681